



平成 27 年 7 月 31 日

各 位

会 社 名 株式会社アゴーラ・ホスピタリティー・グループ
代表者名 代表取締役社長 リム・キム・リン
(コード番号：9704 東証第1部)
問合せ先 取締役CFO 佐藤 暢樹
(TEL 03-3436-1860)

再発防止策策定のお知らせ

平成 27 年 3 月 20 日付「社内調査委員会の調査報告書受領に関するお知らせ」にて開示しましたように、同日付で社内調査委員会より調査報告書を受領し、その指摘を踏まえ、過年度の決算数値の修正を実施いたしました。平成 27 年 4 月 30 日付「『平成 26 年 12 月期 有価証券報告書の提出』および『過年度に係る有価証券報告書等および内部統制報告書の訂正報告書の提出』並びに『過年度に係る決算短信等の訂正』に関するお知らせ」にてお知らせしましたとおり、同日付で過年度の有価証券報告書等の訂正報告書を関東財務局に提出いたしました。

また、平成 27 年 6 月 19 日に、証券取引等監視委員会から内閣総理大臣および金融庁長官に対して、当社に課徴金納付命令を発出するように勧告が行われ、本日「金融庁による課徴金納付命令の決定について」にて開示しましたように、金融庁より課徴金の納付命令の決定を受けました。

これら一連の事実を厳粛に受け止め、その責任を痛感している次第でございます。本件に関しまして、その経緯および当社として当時の経営陣への責任追及および同様の事象が生じないような体制の構築（再発防止策）について、本日開催の取締役会において決議いたしましたのでお知らせいたします。

株主、投資家並びに取引先ほか関係者の皆様には多大なご迷惑とご心配をおかけいたしますことを、深くお詫び申し上げます。

今後はコンプライアンスを徹底し、再発防止の徹底を図り、皆様からの信頼回復に取り組む所存です。何卒ご理解いただき、引き続きご支援を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 再発防止に向けた改善措置（実施済みのものを含む）

当社は社内調査委員会の調査報告書に記載された再発防止策に係る各施策の提言を踏まえ、以下のような再発防止策および法令順守体制の整備を推進し、再発防止に取り組んでまいります。下記記載の改善措置は、平成 27 年 4 月 30 日付「財務報告に係る内部統制の開示すべき重要な

不備に関するお知らせ」にてお知らせしました再発防止策と同じものです。

(1) 役員体制の刷新

ア. 取締役および監査役の交代

当社は上場会社であるにも関わらずこのような問題を起こした責任を厳粛に受け止め、本件に係る経営責任を明確にするため、以下の役員について平成 27 年 3 月 31 日開催の当社第 77 回定時株主総会において再任せず、同総会の継続会が終結する平成 27 年 6 月 16 日付で退任させることとしました。

取締役会長 デビッド・チュウ氏

取締役 クレイグ・ウィリアムズ氏

監査役 ホー・ウィン・イ、マグダレーヌ氏

イ. 代表取締役の交代

本件に関し今後必要とされる改善措置を迅速かつ確実に実行するため、上記定時株主総会継続会終了後の取締役会において、前・代表取締役社長のホーン・チョン・タ氏から新任取締役のリム・キム・リン氏へ、代表権を委譲いたしました。活動拠点を香港に置くホーン・チョン・タ氏と異なり、2015 年（平成 27 年）6 月 16 日の第 77 回株主総会継続会並びに取締役会の終結をもって、リム氏は当社代表取締役社長に就任し、同日より、リム氏は日本国内を拠点にグループ全般を統括しております。

第 77 回定時株主総会継続会（2015 年（平成 27 年）6 月 16 日）までの役員体制

役職	氏名	特記事項
取締役会長	デビッド・チュウ	FECI 社会長兼 CEO、当社筆頭株主の代表者
代表取締役社長	ホーン・チョン・タ	FECI 社マネージングディレクター、当社第 3 位株主の代表者、当社海外事業（霊園、不動産開発）、証券投資事業部門管掌
代表取締役 CEO	浅生 亜也	当社宿泊事業部門管掌
取締役 CFO	佐藤 暢樹	住宅等不動産開発事業部門（国内）管掌
取締役	デニス・チュウ	FECI 社エグゼクティブディレクター、当社筆頭株主の代表者の実弟
取締役	クレイグ・ウィリアムズ	FECI 社エグゼクティブディレクター
(社外) 取締役	ユエン・ビン	ホニーキャピタル社マネージングディレクター、当社第 2 株主の代表者
(社外) 取締役	北村 隆則	香港中文大学教授、元香港総領事

常勤監査役	宍戸 佐太郎	当社監査役
(社外) 監査役	ホー・ウィン・イ, マグダレーヌ	FECI 社人事総務部長
(社外) 監査役	遠藤 新治	税理士
(社外) 監査役	チェン・ワイハン・ボズウェル	FECI 社C F O

※1 FECI 社・・・ファー・イースト・コンソーシアム・インターナショナル社

第 77 回定時株主総会継続会（2015 年（平成 27 年）6 月 16 日）終結後の役員体制

役職	氏名	特記事項
代表取締役社長	リム・キム・リン	その他投資事業部門管掌
取締役C F O	佐藤 暢樹	その他投資事業部門管掌
取締役	浅生 亜也	宿泊事業部門管掌
取締役	ホーン・チョン・タ	FECI 社マネージングディレクター、当社第 3 位株主の代表者、その他投資事業部門（証券投資事業）管掌
取締役	デニス・チュウ	FECI 社エグゼクティブディレクター、当社筆頭株主の代表者の実弟
取締役	ウィニー・チュウ・ウィン・クワン	DHI 社社長、当社筆頭株主の代表者の実子
(社外) 取締役	ユエン・ビン	ホニーキャピタル社マネージングディレクター、当社第 2 株主の代表者
(社外) 取締役	北村 隆則	香港中文大学教授、元香港総領事
常勤監査役	宍戸 佐太郎	当社監査役
(社外) 監査役	遠藤 新治	税理士
(社外) 監査役	チェン・ワイハン・ボズウェル	FECI 社C F O
(社外) 監査役	クラレンス・ウォン・カン・イエ ン	DHI 社カンパニーセクレタリー

※1 FECI 社・・・ファー・イースト・コンソーシアム・インターナショナル社

※2 DHI 社・・・ドーセット・ホスピタリティー・インタナショナル社

(2) 内部監査室の設置

専従の内部監査担当を置く内部監査室を 2015 年（平成 27 年）8 月末までに新設し、計画的かつ効率的な業務監査を実施し、事後的な検証機能を強化いたします。新たに内部監査規程を策定し、取締役会のみならず、取締役会および監査役会への報告経路を確保いたします。

(3) 海外事業担当社員の常設

使用言語の違い等で海外事業に関するコミュニケーション・情報共有が不完全にならないよう、海外事業担当の社員を2015年（平成27年）8月末までに配置をめざし、海外事業の継続的モニタリングを行います。担当社員を配置することで、国内より海外の業務執行の状況を常に把握し、日常的に海外事業の現地とやりとりする状況を確保することで、担当役員を経由しなくても、担当社員において、海外事業の現地から直接に必要な情報を収集し、また、決算・内部統制関連業務の連携もより効率的に進めることが可能となると考えています。

特定の役員自身が専管的に実務を取り仕切るのとは異なり、担当社員の管理・監督を通じて、執行部門による海外事業への監視もより容易になり、海外事業における経営の透明性を確保いたします。

(4) 財務・経理部門の質的・量的拡充

現在、グループ各社において地理的・機能的に分散処理している財務・経理部門については、レポートラインを整理し、再編統合を含む組織改正を実施するとともに、会計処理に関わる業務プロセスを横断的に見直します。具体的には、現在、当社グループホテルの会計経理業務を委託している(株)アゴーラ・ホスピタリティーズ（当社子会社）の経理センター他業務について、レポートラインを宿泊事業部門から当社の管理部門と統合し、グループ全体を一体とした組織・人事運用を2015年（平成27年）9月末完了予定で行います。

また、財務・経理部門の拡充に伴い、資産の取得プロセスを見直します。現状の稟議決裁規程および職務権限規程に、具体的な資産取得のために業務記述書・チェックリスト等を作成し、資産取得の案件に関して、社内で十分に審議されるよう必要性・採算性・コンプライアンスの視点等をもって、検討するフローを、2015年（平成27年）9月末完了予定で作成いたします。

(5) 役職員への職業的専門教育の実施

上記（4）に関連し、財務・経理部門に従事する役職員について、その職責に応じた外部研修の計画的な受講を実施します。具体的には、会計・税務・法務の専門家による各種外部講習やeラーニングを受講させるなど年間の研修計画を策定し、実行いたします。取締役・監査役については、コーポレートガバナンスコードに則りトレーニングの方針を定め、実施いたします。

従前は、年間予算に研修費を計上し、都度、職員は希望に応じて、外部研修等を受講する対応のみであり、役員・監査役においても、本人の意向がない限り研修等はありませんでした。今後は、役員と職員の年間の研修目的・スケジュールを作成し、その計画に応じて、外部講習やeラーニングなどを受講してまいります。

(6) 外部専門家の活用

取締役会において非定型・非定例の判断を行う場合には、財務報告や会計処理に影響を与

える重要性・複雑性等を勘案し、必要に応じて会計アドバイザーを活用し適切な会計処理を行います。また、税務面や法務面など、諸規則の改正が日常的に行われる専門分野に関しては、従来以上に、外部専門家との意見交換の場をより多く持つなどして、コーポレートガバナンスの充実・強化を図ります。

2007年(平成19年)以前より、税務面や法務面に関しては、それぞれ税理士や弁護士と顧問契約を締結しており、都度必要に応じて、専門家との意見交換等をしているものの、会計に関しては、外部の専門家との顧問契約もなく、都度、監査法人や会計専門家に相談する程度でありましたので、今後は、定期的に会計専門家と意見交換できるよう体制を整える所存です。

(7) 監査法人との健全かつ良好な関係の構築

従前は、年2回(3月、9月)に監査法人と代表取締役社長との経営者面談、四半期ごとの子会社往査時の講評、また、不定期ではありますが、各決算での懸念材料の確認・解消を行ってまいりました。

今後は、上記に加え、四半期毎に、監査法人並びに代表取締役および取締役CFO他との間で決算に係る全体講評(本社)を定例的に実施し、コミュニケーション不足等を原因とする財務報告に影響を与えるような重大な認識の齟齬が生じないようにいたします。

2. 追加の再発防止に向けた改善措置

今回、新たに策定した再発防止策の概要は以下のとおりです。また、これ以外にも必要に応じて対応策を実施して参る所存で、適宜、開示いたします。

(1) 役員体制の刷新

役員体制については、企業価値向上のためのコーポレートガバナンスの観点から、更なる見直しを行うことを検討しております。具体的には、実質的な親会社であるファーイーストグループの役職員者による当社の取締役および監査役の兼任者数を、現状よりも限定することにより、次期の定時株主総会までには、取締役会および監査役会の機能強化と活性化を図ります。そのため、一部の兼任者には辞任を求めてまいります。

(2) オーナーシップの問題

第1位株主であるファー・イースト・グローバル・アジア・リミテッド社並びに第3位株主であるファー・イースト・グローバル・アジア株式会社の2社は、実質的な親会社であるファーイーストグループの関連会社であります。当社の経営が、その大株主からの影響を過度に受けないようにするために、適度な出資割合まで引き下げていく方向で交渉を行ってまいります。

3. 当時の経営陣への責任追及

社内調査委員会の調査の結果を踏まえ、当社がマレーシアにおける霊園事業を取得する際の資金循環の実態は、資本充実の原則等の観点から不適切でありその責任は重大であります。しかし、当時の経営陣は、取得時鑑定評価額が客観的妥当であると認識し、よって、対価に見合う価値の資産（霊園事業）を取得したとの認識であったとし、かかる主観的事情に反する事情・証拠が確認できない以上、当社に損害をもたらすような意図や目的は直ちに推定できず、社内調査委員会においても、かかる認定はされておられません。

他方で、社内調査委員会の調査報告書記載の資金の流れについては認識されており、資金調達に関して上記の資本充実責任の問題は残っております。また、霊園事業取得に関する意思決定のプロセスについてもガバナンス上の問題があることから、霊園事業取得に関連する当時の経営陣への責任追及は、客観的事実のみでも可能ではないかと判断しております。また、当時の経営陣において善管注意義務違反がある可能性が高いと判断しうるため、可能な限りの責任追求は行う所存であり、現在、弁護士と相談しております。また、今後の進展に関しましては随時、開示してまいります。

以 上